

第 2 回鷹巣阿仁地域合併協議会

日 時：平成 16 年 3 月 2 日(火)午後 2 時

会 場：阿仁町ふるさと文化センター

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 題

(1) 協 議

- | | |
|----------|-----------------------|
| 協議第 9 号 | 合併の方式について |
| 協議第 10 号 | 合併の期日について |
| 協議第 11 号 | 新市の事務所の位置について |
| 協議第 12 号 | 新市の名称について |
| 協議第 13 号 | 新市名称選考小委員会設置規程（案）について |

(2) 提 案（次回の協議事項）

- | | |
|----------|-------------------------|
| 協議第 14 号 | 財産の取扱いについて |
| 協議第 15 号 | 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 協議第 16 号 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて |

5. 次回の開催日について

6. そ の 他

7. 閉 会

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	合併の方式	関係項目	
調 整 の 内 容	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。		
任意協議会の調整素案	鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とすることを法定協議会の中で決定する。		

説 明 資 料

四町の沿革

鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
明治22年4月 ・鷹巣村、栄村が村制施行 ・黒沢村、前山村、今泉村、小繫村、麻生村が合併し七座村発足 ・中屋敷村、脇神村、小森村が合併し沢口村発足 明治33年6月 ・鷹巣村が町制施行 昭和30年4月 ・鷹巣町、栄村、坊沢村、七座村、沢口村が合併し、鷹巣町発足 昭和31年9月 ・鷹巣町が七日市村、綴子村を編入合併	明治21年4月 ・根田村、芹沢村、三里村、三木田村、鎌沢村が合併し下小阿仁村発足 明治22年 ・李岱村、福田村、新田目村、羽根山村が合併し落合村発足 ・上杉村、下杉村、川井村、道城村、木戸石村、八幡岱新田村、増沢村が合併し大野村発足 明治25年 ・大野村を分村し上大野村(旧上杉村、旧下杉村、旧川井村、旧道城村)、下大野村(旧木戸石村、旧八幡岱新田村、旧増沢村)発足	明治22年4月 ・浦田村、本城村、米内沢村が合併し米内沢村発足 ・桂瀬村、五味堀村、根森田村、森吉村、小又村、阿仁前田村が合併し、前田村発足 明治35年6月 ・米内沢村が町制施行 昭和31年9月 ・前田村と米内沢町が合併し森吉町発足	明治22年4月 ・阿仁銅山村、荒瀬村が村制施行 明治30年1月 ・阿仁鉦山村が町制施行し、阿仁合町と改称 昭和12年 ・荒瀬村本村と鍵ノ滝が阿仁合町に合併 ・荒瀬村を改称、大阿仁村発足 昭和30年4月 ・阿仁合町、大阿仁村が合併し、阿仁町発足

	昭和30年3月 ・下小阿仁村、落合村、上大野村、下大野村が合併し合川町発足		
--	--	--	--

説明資料

内 容

1. 新設合併と編入合併の相違点

区 分		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	編入する市町村の名称とする。
事務所の位置		合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い		合併市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
市町村の長		市町村長は全て失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	市町村議会議員は全て失職する。 地方自治法に定める定数以内で設置選挙を行う。（任期は選挙の日から4年）	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。） 任期は、編入する市町村の議員の残任期間。

説明資料

内 容

	特 例	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とすることができる。（定数特例） ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任することができる。（在任特例）	合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 ① 編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。（定数特例） ② 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。（在任特例） なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会の委員（合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合）	原則	委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特 例	選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する事となる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。	編入される市町村の選挙による委員のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。
一般職の職員の身分の取扱い		合併市町村に身分が引き継がれる。	編入する市町村の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の職員は、編入する市町村に引き継がれる。

説明資料		
内 容		
特別職の職員	特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則	条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。
建設計画	合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。
注）農業委員会の委員については、上記以外にも「農業委員会等に関する法律」の規定により、新市町村の面積が24,000haを超える場合、または農地面積が7,000haを超える場合は農業委員会を複数設置することが可能。		

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	合併の期日	関係項目	
調 整 の 内 容	平成17年3月31日以内を目標とする。		
任意協議会の調整素案	平成17年3月31日以内を目標に、法定協議会の中で決定する。		

説明資料
内 容
1. 合併特例法の適用について 平成17年3月31日までに合併した場合は、合併特例法に規定する財政上の特例（地方交付税の算定、合併特例債の起債など）や市の要件の緩和などが適用されます。 ○合併特例法附則第二条 この法律は、平成一七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。 ○合併特例法第五条の二：市となるべき要件の特例 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、<u>人口三万以上</u>を有することとする。 ― 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの ※地方自治法第八条 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備していなければならない。 ― <u>人口五万以上</u>を有すること。 ― 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。

説明資料

内 容

三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。

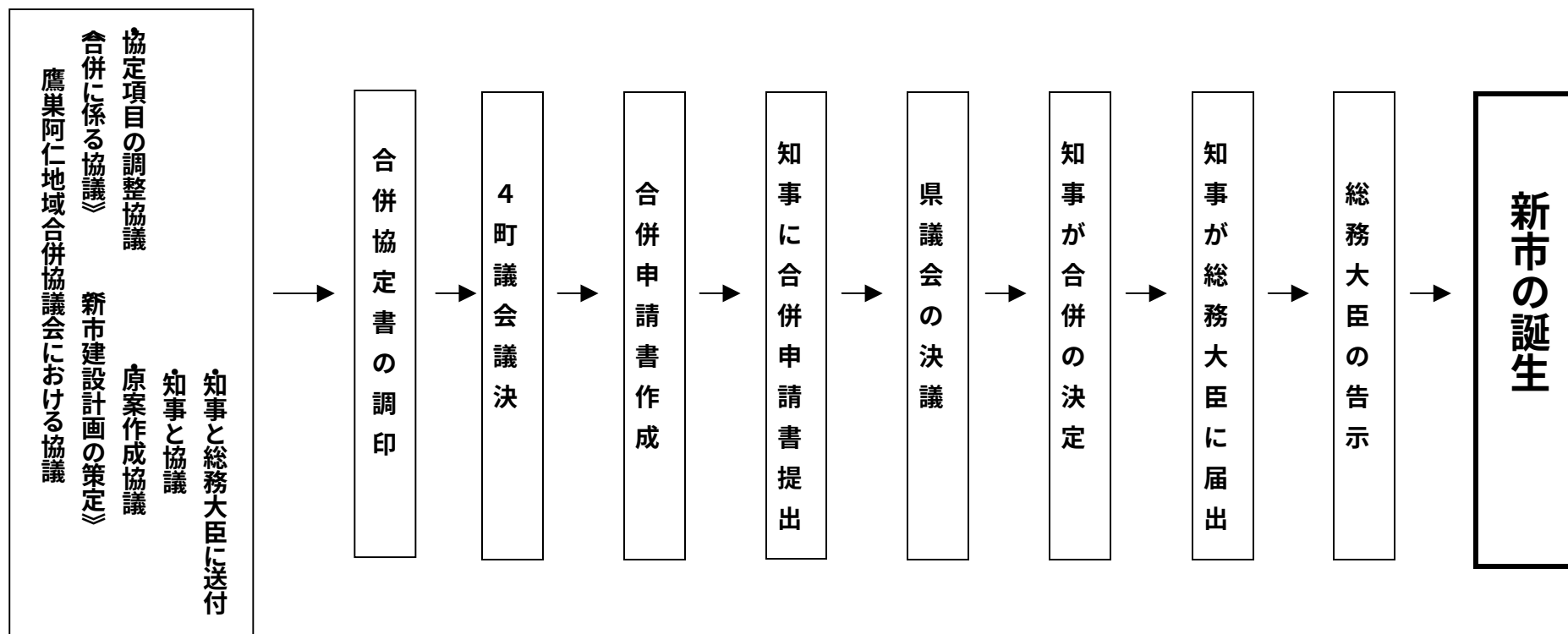
※ 地方自治法第七条第一項は、市町村合併について規定。

- 合併特例法第十一条：地方交付税の額の算定の特例
- 合併特例法第十一条の二：地方債の特例等（合併特例債に関する規定）

2 県内の合併協議会の状況

合併協議会	構成市町村	合併の方式	合併の期日
仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会	仁賀保町、金浦町、象潟町	新設	16年3月を目標
本荘由利一市七町合併協議会	本荘市、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	新設	17年3月を目標
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会	六郷町、千畑町、仙南村	新設	16年11月1日
大曲仙北合併協議会	大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町	新設	17年3月22日
田沢湖・角館・西木合併協議会	角館町、田沢湖町、西木村	新設	17年3月末日以前を目標
湯沢雄勝合併協議会	湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村	新設	17年3月31日以内を目標
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会	昭和町、飯田川町、天王町	新設	17年3月31日以内を目標
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会	秋田市、河辺町、雄和町	編入	17年1月11日
横手平鹿合併協議会	横手市、平鹿町、雄物川町、大森町、大雄村、山内村	新設	17年3月19日
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	五城目町、八郎潟町、井川町	新設	17年3月31日以内を目標

3. 合併までの流れ（概要）



鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	新市の事務所の位置	関係項目	
調 整 の 内 容	新市の事務所の位置は、 新庁舎建設までの間 、北秋田郡鷹巣町花園町19番1号とする。		
任意協議会の調整素案	住民サービスの向上、住民の利便性及び各町庁舎の事務所機能などのあり方を総合的に勘案し、法定協議会の中で決定する。		

説 明 資 料

鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿仁町役場
【役 場】 ○住所 鷹巣町花園町19番1号 ○竣工 昭和45年2月18日 ○施設規模 本庁舎 地上 3 階 ○敷地面積 32,610 m ² ○延べ床面積 3,010 m ² ○駐車台数 116 台 ○職員数 117 人 (本庁舎のみ)	【役 場】 ○住所 合川町新田目字大野82番地2 ○竣工 昭和52年10月27日 ○施設規模 本庁舎 地上 2 階 ○敷地面積 約2,500 m ² ○延べ床面積 2,740 m ² ○駐車台数 98 台 ○職員数 75 人 (上記庁舎のみ) ○その他 隣接地に町中央駐車場有り。約50台駐車可能。	【役 場】 ○住所 森吉町米内沢字七曲23番地 ○竣工 平成9年7月18日 ○施設規模 本庁舎 地上 2 階 支所等 前田支所 ○敷地面積 17,935 m ² ○延べ床面積 3,113 m ² ○駐車台数 130 台 ○職員数 83 人 (本庁舎のみ)	【役 場】 ○住所 阿仁町銀山字下新町41番地1 ○竣工 平成11年9月 ○施設規模 本庁舎 地上 2 階 支所等 大阿仁支所 ○敷地面積 7,247 m ² ○延べ床面積 2,422 m ² ○駐車台数 50台 ○職員数 69 人 (本庁舎のみ)

説明資料

内 容

1 事務所の位置に関する法令

○ 地方自治法

(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(支庁・地方事務所・支所等の設置)

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあたっては支庁（道にあたっては支庁出張所を含む。以下これに同じ）及び地方事務所、市町村にあたっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

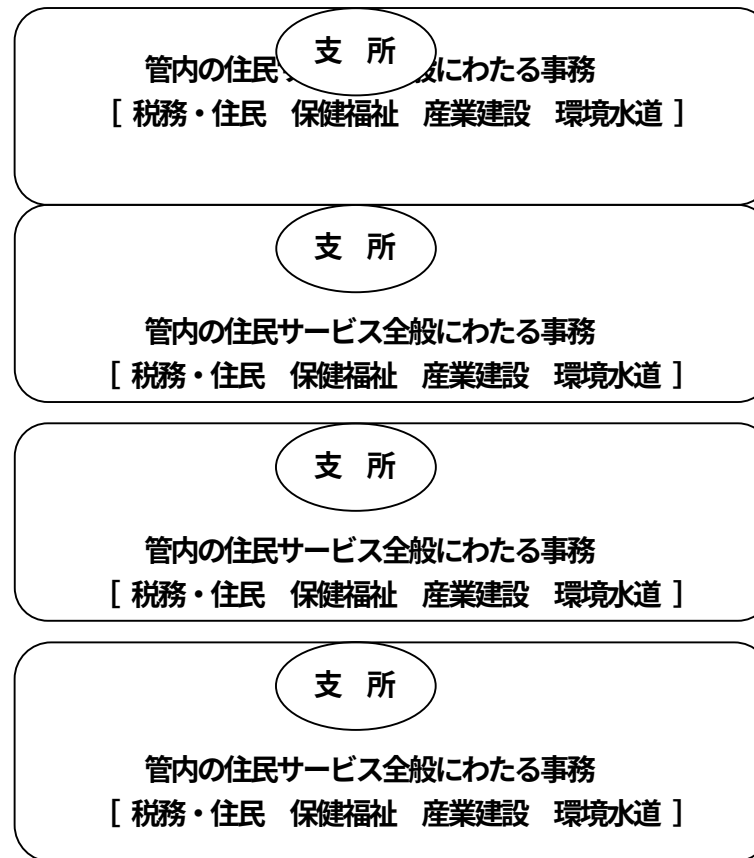
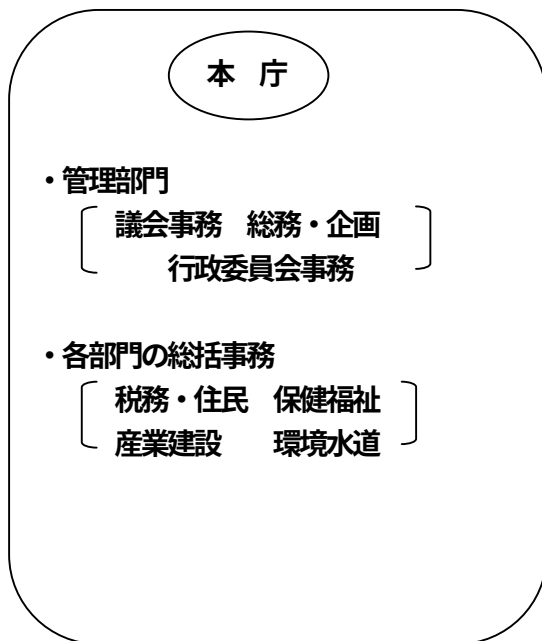
※ 支所 : 市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所 : 住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

2. 各町役場の活用方式

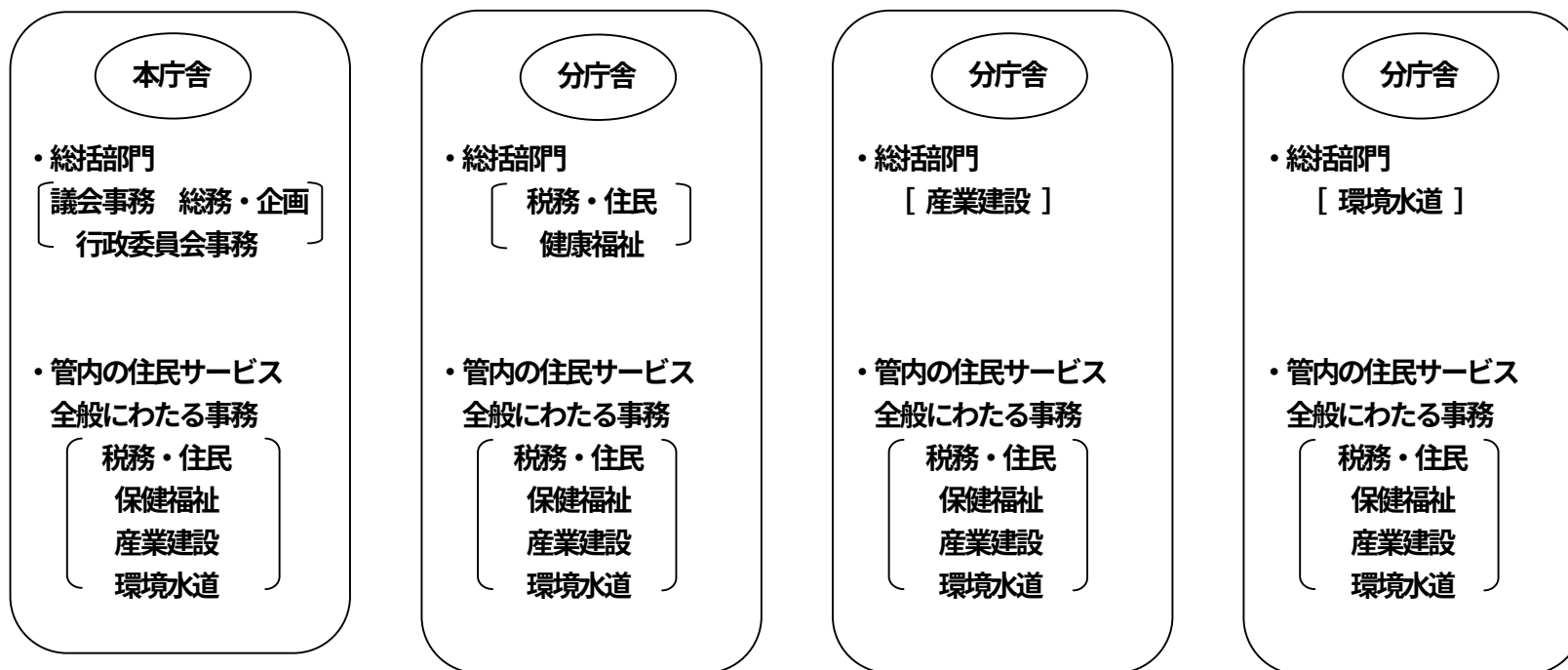
(1) 総合支所方式

管内の住民サービス全般にわたる事務は現役場にそのまま残し、**新庁舎建設までの間、管理部門や各部門の総括事務は鷹巣町に置き、それを本庁とする。**



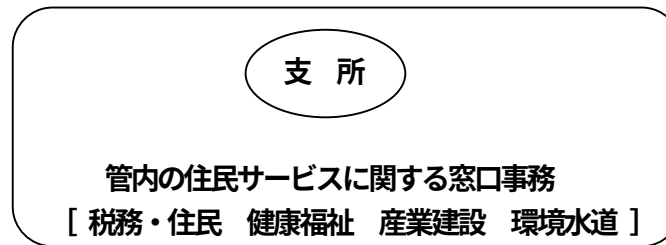
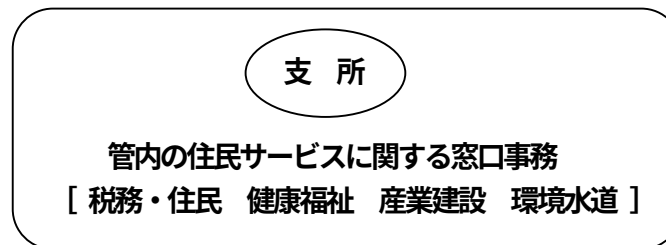
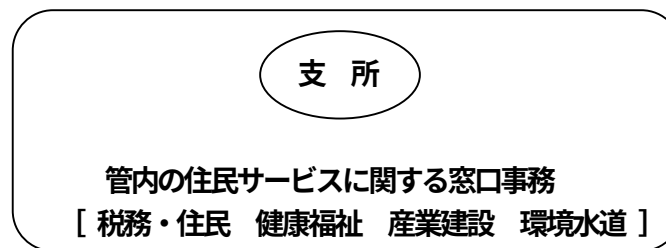
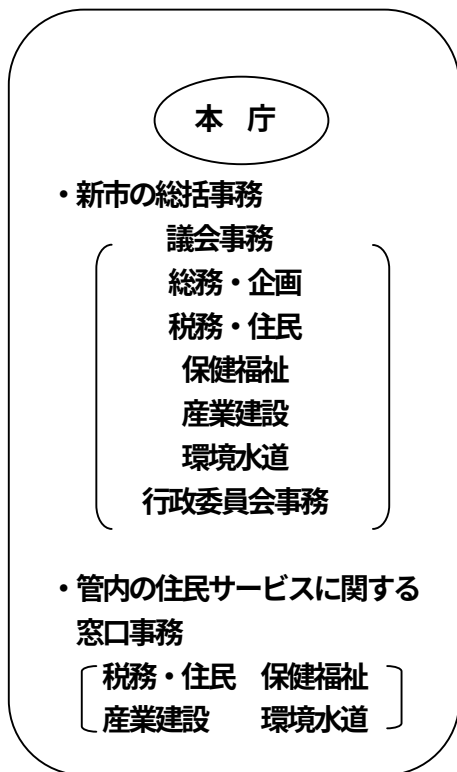
(2) 分庁方式

- ・各部門の本庁（総括）機能を各役場に振り分ける。（法律上の事務所の位置が本庁舎、それ以外が分庁舎）



(3) 本庁方式

- ・現在ある各町役場の組織機構を本庁に集約し、他の役場は、窓口的な機能のみを持たせた支所または出張所とする。



説明資料	
	内 容
3 先進地の事例 つくば市 仮に筑南地方広域行政組合第1圏民センター（旧町村が構成していた一部事務組合の建物で、旧谷田部町役場の隣接地）に置き、恒久的な事務所の位置は、新市発足後適当な時期に定めることとした。 北上市 新市発足時は、旧北上市役所の場所とし、新庁舎は、旧江釣子村地内に置くこととした。昭和の大合併時にも庁舎位置問題では、紛糾した。今回も旧江釣子村側から強い希望があり、この決断が合併実現の最後の一押しとなった。当時の北上市長は、「庁舎はどこでもいいと思っていた」との由。 あきる野市 合併協議会では、事務処理を効率的に行う観点から秋川市役所の位置を選んだ。このほど旧秋川市役所の位置に新庁舎が完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との由。 篠山市 任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。 西東京市 当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。 あさぎり町 関係5か町村の中心地である免田町を本庁舎とし、他の旧4村の役場を分庁舎とすることとした。	

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	新市の名称について（名称の決定方法）	関係項目	
調 整 の 内 容	新市の名称は、公募を行った上で小委員会において絞り込み、協議会で決定する。		
任意協議会の調整素案	新市の名称については、法定協議会の中で公募を含めて検討し、決定する。		

説 明 資 料			
町名の由来			
鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町
地名は白鷹伝説に由来している。昔、仲のよい鷹の夫婦が暮らしていたが、ある冬、夫はどこからともなくやって来た荒鷲に噛み殺された。雌の鷹は嘆き悲しんだが、次の年、真っ白な羽根の子供を産んだ。この珍しい白鷹は、大切に育てられ立派に成長し、ある日突然大空に飛び立ち、父鷹を噛み殺した荒鷲を捕まえて舞い降りてきた。 親の仇討ちをした白鷹のことは人口に膾炙し、時の政府にも伝わり、この鷹の住む土地を「鷹巣」と命名したといわれている。	昭和30年の合併の際、町の中央部で阿仁川と小阿仁川が合流していることから、旧4村の歴史を踏まえて新しい町づくりのために総意を結集しようとの意を象徴する町名として、公募で決められた。	昭和31年の合併の際、新町内にあ る秀峰「森吉山」にちなんで、当時の秋田県知事が命名した。	アイヌ語で、居住する谷や立木を意味する「アニ」を起源とする説と蝦夷語で、立木を意味する「アンニ」を起源とする説がある。 阿仁の古名は榎淵（すぎぶち）で蝦夷語の「シリベツ」から出ており、「川の流れ」を意味する。阿仁川の上流が阿仁で、下流が榎淵である。

説明資料

内 容

1 県内の合併協議会の状況

	仁賀保	本 荘	千 畑	大 曲	田沢湖
公募の有無	公募	公募	公募	公募	公募
現町名の使用	可	可	可	不可、ただし組み合わせや一部使用は可	現町名は候補に加えることとし、それ以外を公募
決定方法	驚異議会委員が各3点 選考→協議会委員が各 1点選考→協議会で上 位2点で投票	協議会委員が各2点選 考→協議会で10点に 絞り込み→協議会で最 終決定	協議会委員が各3 点選考→協議会で 5点に絞り込み→ 協議会で最終決定	審査会で12点に絞 り込み→市町村長会 議で5点に絞り込み →協議会で最終決定	未定
小委員会等の構成	—	—	—	協議会委員以外の者 各1名	未定
募集対象の制限	小学生以上	管内に住民登録、外国 人登録をしている者	なし	管内に住所を有する 者	未定
新市の名称	にかほ市	由利本荘市	美郷町	大仙市	未定

※仁賀保：仁賀保町・金浦町・象潟町合併協議会

本 荘：本荘由利一市七町合併協議会

千 畑：千畑町・六郷町・仙南村合併協議会

大 曲：大曲仙北合併協議会

田沢湖：田沢湖・角館・西木合併協議会

説明資料

内 容

	湯 沢	天 王	横 手	五城目
公募の有無	公募	公募	公募	公募
現町名の使用	可	不可	現町名は最終候補に加えることとし、それ以外を公募	不可、ただし一部使用は可
決定方法	選考委員会で10点程度に絞り込み→協議会で最終決定	小委員会で10点に絞り込み→協議会で最終決定	応募名称に現町名を加えたものの中から小委員会で10点に絞り込み→協議会で最終決定	審査会で12点に絞り込み→市町村長会議で5点に絞り込み→協議会で最終決定
小委員会等の構成	協議会の総務部会委員の中から各3名	協議会委員以外の者各3名	協議会委員各1名、市町村長が協議して定めた者1名	協議会委員各1名、それ以外の者各1名
募集対象の制限	小学生以上	小学生以上、3町の居住者または出身者	小学生以上	小学生以上
新市の名称	湯沢市	未定	未定	未定

※湯 沢：湯沢雄勝合併協議会

天 王：天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

横 手：横手平鹿合併協議会

五城目：五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会

2 全国の名称決定事例

あきる野市

合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前を捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がなされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況であった。

そこで、小委員会において住民アンケート、東京都知事一任などの案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。

篠山市

任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果・一体感醸成の観点から最終的に決定した。

西東京市

住民公募の後、小委員会を設置した上で10点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、8,700件、3,000種類に及ぶ応募があった。

選定は困難を極めたが、①地理的イメージ、②地域的特徴、③歴史・文化、④市民の理想表現、⑤合併記念、⑥その他の分類で絞り込みを行った。その上で市民意向調査により市民の投票数の最も多かった「西東京市」を新市名として決定した。

あさぎり町

一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。

応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。

説明資料

内 容

3 新設合併おける名称の例（昭和60年度以降）

(1) 関係する1市町村の名称を新市町村の名称とした例

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
岩手県	北上市	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村
兵庫県	篠山市	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
山梨県	南部町	H15. 3. 1	南部町、富沢町
静岡県	静岡市	H15. 4. 1	静岡市、清水市
福岡県	宗像市	H15. 4. 1	宗像市、玄海町
三重県	いなべ市	H15.12. 1	北勢町、員弁町、大安町、藤原町
岐阜県	本巣市	H16. 2. 1	本巣町、真正町、糸貫町、根尾村

※ いなべ市の合併関係市町村の「員弁町」の読みが「いなべ」である。

(2) 新しい名称とした例

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
茨城県	つくば市	S62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町、櫻村
茨城県	ひたちなか市	H 6.11. 1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	H 7. 9. 1	秋川市、五日市町
東京都	西東京市	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町

説明資料

内 容

都道府県名	新市町村名	合併年月日	合併関係市町村名
埼玉県	さいたま市	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
群馬県	神流町	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
岐阜県	山県市	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
広島県	大崎上島町	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮城県	加美町	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町
山口県	周南市	H15. 4.21	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
岐阜県	瑞穂市	H15. 5. 1	穂積町、巣南町
長野県	千曲市	H15. 9. 1	更埴市、上山田町、戸倉町
山梨県	富士河口湖町	H15.11.15	河口湖町、勝山村、足和田村
岐阜県	飛騨市	H16. 2. 1	古川町、河合村、宮川村、神岡町

説明資料	
	内 容
4 名称についての制限 (1) 使用する文字 漢 字： 現在、多数の市町村で使用しており、漢字の使用範囲についても制限はありませんが、市の町名変更の際はなるべく当用漢字（現在は常用漢字が告示されている。）を用いることとされていることから常用漢字を使うことが適当と思われます。 、 平仮名 ： 最近増えています。（さいたま市、さぬき市 等） 片仮名 ： 最近増えています。（マキノ町、南アルプス町 等） 記号 ： 読み方が特定できないことから不適当です。 算用数字： 読み方が特定できないことから不適当です。 ローマ字： 明確に使用を禁止した規定や指導等はありませんが、日本語ではないことから実例はありません。 (2) 既存の市と同一の名称 既存の市と同一の名称とすることは可能であるが、事務次官通達で既存の市と同一とならないように配慮することという助言があります。 ○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行について （昭和45年3月12日付け自治振第32号各都道府県知事あて自治事務次官通知） 1～3（略） 4 市の設置若しくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないよう十分配慮すること。	

新市名称選考小委員会設置規程（案）

（設置及び趣旨）

第1条 新市の名称についての応募作品の選考等を行うため、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会（以下「協議会」という。）に新市名称選考小委員会（以下「小委員会」という。）を置くこととし、同条第2項の規定に基づき、小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）新市の名称についての応募作品から新市の名称候補を絞り込むこと。
- （2）その他協議会が必要と認めた事項。

（組織）

第3条 小委員会は、協議会の会長及び委員のうち、次の者をもって組織する。

- （1）4町の長
- （2）4町の議会議長
- （3）4町の長が定めた学識経験を有する者各1名

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

（会議）

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

（関係者の出席）

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年 月 日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の小委員会は、協議会の会長が招集する。

新市名称募集要項（案）

1. 募集の目的

- ① 新市の名称を広く公募することにより、幅広い意見を集約し、新市に相応しい名称を選定する。
- ② 合併問題に関する住民の関心の喚起を図り、住民のまちづくりへの参加を推進する。

2. 公募の方法

（1）募集期間

新市の名称の募集期間は平成 年 月 日～平成 年 月 日までとし、期間内必着とする。

（2）応募資格

- ① 鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町のいずれかに住所を有する者。
- ② 応募者は小学生以上とし、1人何点でも応募できるものとする。

（3）応募要件等

- ① 名称には、漢字、ひらがな、カタカナのいずれか又はそれらを組み合わせて使用するものとし、漢字にはふりがなを振るものとする。
- ② 現在の町の名称は読みも含め使用できないものとする。ただし、名称の組み合わせや名称の一部の使用はできるものとする。

（4）応募方法

- ① 応募は、ハガキ、メール、ファクスによるものとする。
- ② 応募には、「新市の名称（ふりがな）」「命名の意味または理由」「住所」「氏名（ふりがな）」「性別」「年齢」「電話番号」を記載するものとする。

（5）公募の広報

- ① 公募は、協議会だより、協議会ホームページ、各町広報、各町ホームページにより行う。

3. 選定の方法

- ① 新市名称選考小委員会を設置し、候補作品を10作品程度に絞り込む。
- ② 小委員会は、絞り込んだ作品について、選定理由を付して協議会に報告する。
- ③ 協議会は、絞り込まれた候補の中から新市の名称を決定する。

4. 選考における留意事項

- ① 同一名称への応募数は、参考程度とする。

- ② 新市の名称としてふさわしい名称の応募がなかった場合は、再度名称の決定方法を協議するものとする。
- ③ 採用された名称に関する一切の権利は、鷹巣阿仁地域合併協議会に帰属するものとする。

5. 賞の贈呈

- ① 新市の名称の応募者に対して、次の賞を贈呈する。
 - ・名付け親大賞：採用名称の応募者の中から 1人 10万円
 - ・名付け親賞：採用名称の応募者の中から10人 商品券（1万円相当）
 - ・特別賞：応募者の中から 50人 図書券（千円相当）
- ② 各賞の受賞対象者が受賞数を超える場合は、抽選により受賞者を決定する。
- ③ 受賞者の公表は、本人へ通知する他、協議会だより、協議会ホームページ、各町広報を通じて行う。
- ④ 同一人が複数の賞に該当した場合は、上位の賞のみの受賞とする。

協議第14号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて別紙のとおり提案する。

平成16年3月2日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	財産の取扱い	関係項目	
調 整 の 内 容	4 町の所有する財産（権利、債務を含む）は、すべて新市に引き継ぐものとする。 ただし、財産区等、地元との調整が必要な事項については別途提案する。		
任意協議会の調整素案	各町の財産については、原則として新市に引き継ぐものとしますが、各町の特殊事情もあることが想定されるため、十分に考慮しながら法定協議会の中で決定する。		

説 明 資 料							
区 分			鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
			鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
財 産	公 有 財 産	行政財産（庁舎、学校等）（別紙1）					
		①土地	6,193,010㎡	752,449㎡	435,344㎡	1,003,704㎡	
		②建物	106,309㎡	53,402㎡	63,028㎡	49,385㎡	
		③うち公共施設の状況（別紙2）	143棟	135棟	107棟	70棟	
		普通財産（宅地、山林等）（別紙3）					
		①土地	336,219㎡	3,506,626㎡	3,984,886㎡	1,817,567㎡	
		②建物	5,434㎡	764㎡	526㎡	10,103㎡	
		有価証券（別紙4）	55,065千円	25,395千円	19,360千円	80,840千円	
		出資等による権利	358,114千円	97,614千円	194,219千円	72,694千円	
		①出資金（別紙5）	218,506千円	86,512千円	81,792千円	60,958千円	
		②出捐金（別紙6）	139,608千円	11,102千円	112,427千円	11,736千円	
		物 品（公用車両）（別紙7）	92台	54台	80台	62台	
		債 権（各種貸付金）（別紙8）	16,211千円	59,190千円	1,519千円	67,831千円	
		基 金（別紙9）	2,138,848千円	965,286千円	775,802千円	273,878千円	
債 務		地方債・企業債残高（別紙10）	13,523,283千円	10,698,786千円	12,962,805千円	7,531,868千円	
		債務負担行為による支出予定額（別紙11）	1,029,296千円	829,768千円	466,362千円	600,757千円	

※数値は平成15年度の決算見込みであり、今後の行財政運営により合併時までに変動することがあります。

財産区の状況

説 明 資 料												
区 分		鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況										
		鷹巢町						合川町	森吉町		阿仁町	
		坊 沢 財産区	栄 財産区	綴 子 財産区	七日市 財産区	沢 口 財産区	七 座 財産区	—	米内沢 財産区	前 田 財産区	阿仁合 財産区	大阿仁 財産区
設置年月日		s30. 6. 22	s30. 6. 22	s31. 11. 1	s31. 11. 1	s30. 6. 22	s30. 6. 22	—	s32. 4. 30	s32. 4. 30	s30. 8. 29	s30. 8. 29
区 域		坊沢地区	栄地区	綴子地区	七日市地区	沢口地区	七座地区	—	米内沢地区	前田地区	阿仁合地区	大阿仁地区
管理会委員		7人	7人	7人	7人	管理会無し	管理会無し	—	6人	6人	7人	7人
財 産	土地 (㎡)	1, 447, 889	2, 576, 042	6, 571, 027	2, 632, 549	504, 738	821, 584	—	6, 156, 585	15, 006, 728	9, 239, 917	9, 296, 598
	建物 (㎡)	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0
	立木の推定 蓄積量 (㎡)	11, 386	36, 397	81, 748	44, 812	10, 934	14, 503	—	58, 393	50, 500	102, 129	37, 070
	物件 (地上権) (㎡)	1, 337, 970	1, 985, 000	205 5, 459, 600	2, 318, 500	484, 650	820, 482	—	2, 286, 408	6, 243, 432	0	65, 102
	繰越金 (千円) 平成15年度決算見込み	62, 340	42, 390	52, 808	26, 467	1, 900	0	—	0	89, 142	4, 000	150

※鷹巢町の財産の物件項目の上段は送電地役権、下段は分収林分。

(別紙1) 行政財産の状況

(単位：㎡)

説 明 資 料									
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況						備 考		
	鷹巣町		合川町		森吉町			阿仁町	
土 地	本庁舎	32,610	本庁舎	8,630	本庁舎	16,362	本庁舎	5,239	
	消防施設	4,479	消防施設	1,279	支所	76	支所	2,168	
	学校	291,710	学校	128,388	消防施設	4,373	消防施設	7	
	公園	270,096	公園	60,119	学校	81,717	学校	56,835	
	公営住宅	46,884	公営住宅	31,931	公園	178,407	公園	123,906	
	その他施設	512,314	保育園	11,582	公営住宅	20,886	公営住宅	19,084	
	水道用地	102,998	その他施設	510,520	その他施設	133,523	その他施設	796,465	
	山林	3,680,123							
	用悪水路	6,894							
	公衆用道路	1,162,558							
	河川	55,508							
	河川区域	26,836							
	合 計	6,193,010	合 計	752,449	合 計	435,344	合 計	1,003,704	
	建 物	本庁舎	3,081	本庁舎	3,323	本庁舎	3,827	本庁舎	
消防施設		795	消防施設	151	支所	643	支所	1,000	
学校		43,038	学校	18,163	消防施設	243	消防施設	211	
公営住宅		16,058	公園	114	学校	17,746	学校	10,342	
その他施設		40,035	公営住宅	6,533	公営住宅	5,815	公営住宅	4,080	
特別会計分		3,302	保育園	2,102	その他施設	34,754	その他施設	30,009	
			その他施設	23,016					
合 計		106,309	合 計	53,402	合 計	63,028	合 計	49,385	

(別紙2) 公共施設数の状況

(単位：棟)

説 明 資 料					
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				備 考
	鷹 巢 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町	
公 営 住 宅	91	94	83	37	
保 育 所	3	1	3	2	
幼 稚 園	2				
小 学 校	7	4	3	2	
中 学 校	2	1	1	1	
給 食 セ ン タ ー	2		1	1	
本 庁 舎	1	1	1	1	
児 童 館	4	13	1	17	
公 民 館	7	5	6	1	
図 書 館	0		1		
体 育 館	2	2	2	1	
野 球 場	2	1	3		
プ ー ル	1	1			
公 園	19	12	2	7	
合 計	143	135	107	70	

(別紙3) 普通財産の状況

(単位：㎡)

説 明 資 料								
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況						備 考	
	鷹巣町		合川町		森吉町			阿仁町
土 地	雑種地	26,432	雑種地	642	原野及び雑種地	237,467	雑種地	62,678
	その他施設	131,138	宅地	4,282	宅地	25,276	原野	9,121
	畑	12,251	原野	10,802	山林	3,721,876	山林	1,641,349
	田	942	山林	3,490,900	学校用地	3	その他施設	104,419
	溜池	16			墓地	264		
	緑地	8,446						
	宅地	24,878						
	原野	131,579						
	保安林	537						
	合 計	336,219	合 計	3,506,626	合 計	3,984,886	合 計	1,817,567
建 物	その他施設	5,434	公営住宅	109	引揚者住宅	61	公営住宅	830
			集落児童館	319	農村広場 スキー場ロッジ	170	その他施設	9,273
			その他施設	336	教員住宅	116		
					旧森吉警察署 署員住宅	60		
					森吉町プレハブ 仮設住宅	119		
	合 計	5,434	合 計	764	合 計	526	合 計	10,103

(別紙 4) 有価証券

(単位：円)

説 明 資 料									
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況								備 考
	鷹巣町		合川町		森吉町		阿仁町		
秋 田 放 送 (株)	222株	1,110,000	66株	330,000	56株	280,000	56株	280,000	
中 部 電 力 (株)	1株	500							
三 菱 マ テ リ ア ル (株)	28株	1,400							
九 州 電 力 (株)	1株	500							
関 西 電 力 (株)	3株	1,500							
東 京 電 力 (株)	3株	1,500							
東 北 電 力 (株)			426株	205,000					
秋 田 県 食 肉 流 通 公 社	15株	150,000	6株	60,000	8株	80,000	6株	60,000	
秋 田 内 陸 縦 貫 鉄 道 (株)	618株	30,900,000	204株	10,200,000	300株	15,000,000	240株	12,000,000	
鷹 巣 町 観 光 物 産 開 発 (株)	200株	10,000,000					50株	2,500,000	
大 館 能 代 空 港 ターミナルビル	258株	12,900,000	80株	4,000,000	80株	4,000,000			
合 川 町 特 産 品 販 売 (株)				10,600,000					
マ タ ギ の 里 観 光 開 発 (株)							1,320株	66,000,000	
合 計	1,349株	55,065,400	782株	25,395,000	444株	19,360,000	1,672株	80,840,000	

(別紙5) 出資等による権利(出資金)

(単位:千円)

説 明 資 料					
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				備 考
	鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町	
秋 田 県 農 業 信 用 基 金 協 会	10,550	5,830	6,880	1,550	平成15年度 決算見込み
秋田県国民健康保険団体連合会	6,566	2,322	3,079	1,502	
秋田県土地改良事業団体連合会	260	430	160	90	
秋 田 県 農 業 公 社	3,300	1,900	5,100	1,700	
秋田県肉用牛価格安定基金協会	1,500	800	1,500	1,000	
秋 田 県 町 村 土 地 開 発 公 社	2,540		1,211	786	
秋 田 県 野 菜 価 格 安 定 協 会	100	100	300		
鷹巢阿仁ふるさと市町村圏基金	99,300	56,100	56,100	44,800	
鷹 巢 町 水 道 事 業	50,100				
秋 田 県 建 設 技 術 セ ン タ ー	30	30		30	
北 秋 田 森 林 組 合	44,260	17,000			
阿 仁 森 吉 森 林 組 合			5,962	9,500	
(有)森吉町有機センター			1,500		
国 有 林 分 収 育 林		2,000			
合 計	218,506	86,512	81,792	60,958	

(別紙6) 出資等による権利(出捐金)

(単位:千円)

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				備 考
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
秋 田 県 信 用 保 証 協 会	25,051	6,172	9,552	5,853	平成15年度 決算見込み
秋 田 県 林 業 労 働 対 策 基 金	5,635	2,279	3,830	4,274	
暴 力 団 壊 滅 秋 田 県 民 会 議	632		240		
秋 田 県 国 際 交 流 協 会	2,406		912		
本 道 医 学 振 興 会	969				
秋 田 県 長 寿 社 会 振 興 財 団	20		20	20	
秋 田 県 臓 器 移 植 推 進 協 会	1,900	396	680	400	
秋 田 県 赤 十 字 病 院	1,853	705	695	386	
た か の す 福 祉 公 社	100,000				
秋 田 県 青 年 会 館	1,142	427	412	240	
秋 田 県 町 村 土 地 開 発 公 社		992			
秋 田 県 公 的 医 療 機 関 振 興 会		40	45	34	
秋 田 県 総 合 公 社		91			
秋 田 県 環 境 緑 化 セ ン タ ー			41	29	
ふ る さ と 情 報 セ ン タ ー			500	500	
秋 田 内 陸 縦 貫 鉄 道 (株)			7,500		
森 吉 町 観 光 開 発 公 社			88,000		
合 計	139,608	11,102	112,427	11,736	

(別紙7) 公用車両

(単位：台)

説 明 資 料								
鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況							備 考	
鷹巣町		合川町		森吉町		阿仁町		
乗用車	20	小型乗用車	7	乗用車	21	軽四輪貨物車	6	
ワゴン車	26	小型貨物車	16	ワゴン車	6	自家用貨物車	9	
トラック	6	四輪貨物車	1	トラック	6	自家用乗用車	9	
消防自動車	10	消防自動車	1	消防自動車	14	研修・スクールバス	7	
バス	3	大型バス	1	バス	5	普通貨物車	5	
特殊車両(障害者輸送)	7	マイクロバス	6	特殊車両	9	消防自動車	2	
除雪車等	20	ポンプ付積載車	4	除雪車等	19	集塵車	3	
		4 ｿ 積載車	1			身障車	2	
		ごみ収集車	2			除雪車	19	
		除雪ドーザー	5					
		ダンプカー	2					
		グレーダー	3					
		ロータリー	4					
		凍結防止散布車	1					
合 計	92	合 計	54	合 計	80	合 計	62	

(別紙8) 債権(各種貸付金)

(単位:千円)

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				備 考
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
高齢者住宅整備資金貸付金	8,795	6,407		9,166	平成16年 1月末現在
老人居室整備資金貸付金			1,413		
障害者住宅整備資金貸付金	4,144				
身体障害者住宅整備資金貸付金		102			
心身障害者住宅整備資金貸付金			106		
母子寡婦住宅整備資金貸付金	3,272			3,289	
母子家庭住宅整備資金貸付金		1,007			
集落振興資金貸付金		195			
ゴミ袋販売互助会貸付金		1,800			
地域総合整備資金貸付金		39,279			
やすらぎ住まい支援資金貸付金		10,400			
秋田内陸縦貫鉄道貸付金				55,376	
合 計	16,211	59,190	1,519	67,831	

(別紙9) 基 金

(単位：千円)

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				備 考
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
一 般 会 計 財 政 調 整 基 金	900,000	158,619	309,542	21,117	平成15年度 決算見込み
一 般 会 計 減 債 基 金	400,000	37,017	25,362	23,831	
ま ち づ く り 基 金	156,050		2,498	637	
地 域 福 祉 基 金	50,000		174,021	33,274	
中山間ふるさと水と土保全基金	10,000	10,000	7,026	10,213	
畜産経営環境整備基金	12,877				
国民健康保険特別会計財政調整基金	147,040	53,817	98,665	87,369	
簡易水道特別会計減債基金	90,131				
介護保険特別会計財政調整基金	90,864	2,211			
土 地 開 発 基 金	261,886	81,624	87,458	55,012	
高 額 療 養 費 貸 付 基 金	5,000		3,407	1,500	
「 応 援 し ま す 」 基 金	15,000				
ふるさと創生事業基金			1,731		
浜 辺 の 歌 音 楽 館 基 金			10,224		
観 光 施 設 整 備 基 金			3,015		
体 育 (ス ポ ー ツ) 振 興 基 金		20,000	15,087		
新屋布コミュニティセンター建設基金			9,000		
育 英 資 金 貸 付 基 金			15,504	3,360	
特 別 導 入 事 業 基 金			10,260		
介 護 給 付 費 貸 付 基 金			3,002		
地域づくり（推進）基金		185,876		1,614	
資 源 再 利 用 推 進 基 金				3,241	
学 校 施 設 整 備 基 金		1,314		1,229	
総 合 社 会 福 祉 基 金		15,000			
地 域 振 興 基 金		169,540			
集 落 振 興 資 金 貸 付 基 金		9,811			
子 ど も 未 来 基 金		208,629			
やすらぎ住まい支援資金貸付基金		11,828			
介 護 給 付 費 準 備 基 金				31,481	
合 計	2,138,848	965,286	775,802	273,878	

(別紙10) 地方債・企業債残高

(単位：千円)

説 明 資 料					
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				備 考
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
一 般 会 計	5,960,980	6,820,607	7,526,297	5,846,215	平成15年度 決算見込み
下 水 道 事 業	4,796,284	2,105,752	3,557,248	1,054,723	
水 道 事 業	1,114,619	1,680,655	1,503,660	499,387	
そ の 他	1,651,400	91,772	375,600	131,543	
合 計	13,523,283	10,698,786	12,962,805	7,531,868	

(別紙11) 債務負担行為額

(単位：千円)

説 明 資 料					
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				備 考
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
物 件 の 購 入	829,446	576,534	141,341	412,412	平成15年度 以降の支出 予定額
利 子 補 給 等	8,223	7,849	8,231	166,447	
そ の 他	191,627	245,385	316,790	21,898	
合 計	1,029,296	829,768	466,362	600,757	

先進地事例（新設合併）

あきる野市（秋川市五日市町合併協議会）（平成7年9月1日 2市町）

2市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

「戸倉」財産区有財産は、「戸倉」財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

篠山市（多紀郡合併協議会）（平成11年4月1日 4町）

4町の有する財産は、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

「畑」財産区有財産は、「畑」財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

西東京市（田無市・保谷市合併協議会）（平成 年 月 日 2市）

2市の有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。

静岡市・清水市合併協議会（平成 年 月 日 2市）

両市の有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

秋田県内の合併協議会の事例

協 議 会 名 () 内は新市名称	合併の 方 式	合併の期日	財産等の取り扱いの調整内容
仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市)	新 設	16 年 3 月を目標	○全部承継。 ○既存財産区も承継。
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	新 設	17 年 3 月を目標	○全部承継。 ○財産区も存続。 ○立木処分の場合は、その地域に配慮。
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	新 設	16 年 11 月 1 日	○全部承継。 ○千畑町の財産区は、合併時まで調整。
大曲仙北合併協議会 (大仙市)	新 設	17 年 3 月 22 日	○全部承継。
田沢湖・角館・西木合併協議会	新 設	17 年 3 月末日以前を目標	○全部承継。 ○財産区は、別途協議。
湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	新 設	17 年 3 月 31 日以内を目標	○全部承継。 ○地元調整を要するものは、別途協議。
天王町・昭和町・飯田川町合併協議会	新 設	17 年 3 月 31 日以内を目標	○全部承継。
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	編 入	17 年 1 月 11 日	○全部承継。 ○財産区は、別途協議。
横手平鹿合併協議会	新 設	17 年 3 月 19 日	○全部承継。 ○既存財産区も存続。
五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	新 設	17 年 3 月 31 日以内を目標	(協議中) ○全部承継で提案。

協議第15号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて別紙のとおり提案する。

平成16年3月2日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の調整内容

協 議 事 項	議会の議員の定数及び任期の取扱い（決定方法の確認）	関係項目	
調 整 の 内 容	議会議員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整方針の 具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
市 町 村 別 内 容	○定 数 法定数 24人 条例定数 24人 現員数 24人	○定 数 法定数 18人 条例定数 18人 現員数 18人	○定 数 法定数 18人 条例定数 18人 現員数 18人	○定 数 法定数 14人 条例定数 14人 現員数 14人	
	○任期満了日 平成16年3月31日	○任期満了日 平成16年3月30日	○任期満了日 平成17年9月29日	○任期満了日 平成19年10月31日	

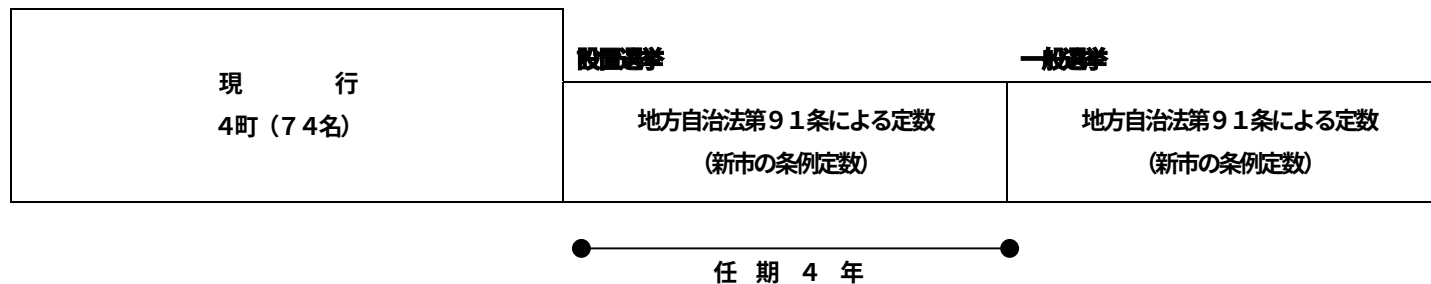
説明資料

内 容

1. 新設合併の場合の議員定数

市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。

① 地方自治法及び公職選挙法の原則を適用



地方自治法

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

（1）～（4）省略

（5）人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 26人

（6）～（11）省略

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の配置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該配置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8～10省略

（議員の任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 省略

公職選挙法

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

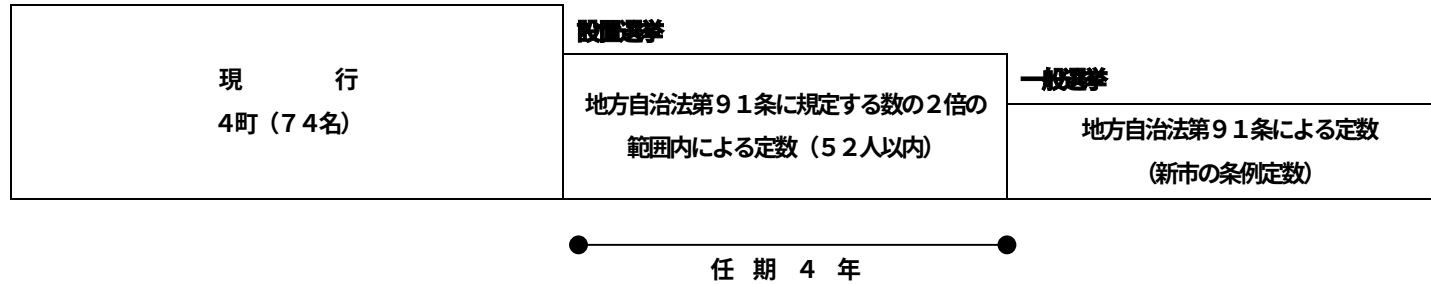
第33条 1～2 省略

3 市町村の設置に因る議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

説明資料

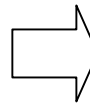
内 容

② 定数特例制度を適用



単位：人

町 名	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	計
人 口	21,818	7,983	7,806	4,443	42,050
条例定数	24	18	18	14	74
現議員数	24	18	18	14	74



新市設置選挙時

人 口	42,050人
法第91条に規定する数	26人
設置選挙時の議員定数	(法に規定する数の定数の2倍以内) 26人×2=52人以内

※人口は、平成12年国勢調査数値

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

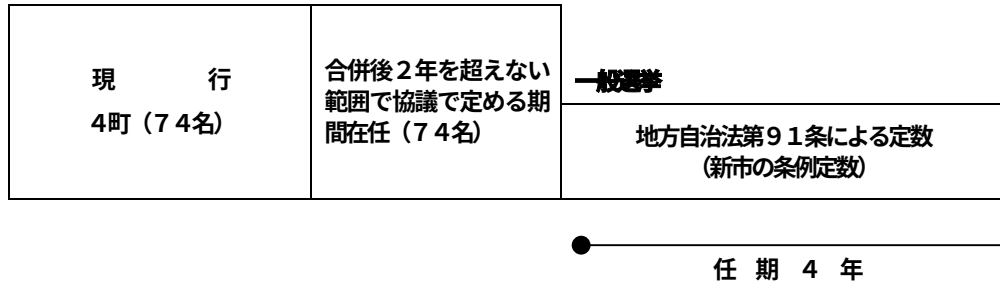
第33条 1～2 省略

3 市町村の設置に因る議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

説明資料

内 容

③ 在任特例制度を適用



市町村の合併の特例に関する法律

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りではない。

（1）新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

（2）省略

2～4 省略

説明資料

内 容

■ 議員の定数・在任特例を適用した場合の議員定数について

① 新設合併で定数特例を適用した場合の議員定数

・地方自治法第91条第2項による上限数の2倍以内の範囲で定められた数

この定数を適用できるのは、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期相当期間ですが、それまでの間に、総辞職、解散、全員死亡により議員がすべてなくなったときは、その定数は、地方自治法第91条の規定による定数に復帰します。

地方自治法第91条の規定による定数に復帰する場合は、あくまで議員がすべてなくなったときであり、議員に欠員が生じたときに、これに応じて定数が減少するものではありません。公職選挙法第113条の補欠選挙事由に該当する場合は、補欠選挙を行わなければなりません。

② 在任特例を適用した場合の議員定数 ※新設・編入を問わない

・引き続き在任する議員の数

この定数を適用できるのは、新設合併の場合は合併後2年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間ですが、それまでの間に、議員に欠員が生じたり、すべてなくなったときは、これに応じて、地方自治法第91条の規定による定数まで減少することになります。

補欠選挙が行われる場合は、議員が欠けて地方自治法第91条の定数をさらに下回り、公職選挙法第113条の補欠選挙事由に該当したときであり、この特例を適用している場合には、補欠選挙事由の生じることは通常ないと考えられています。

定数や在任に関する特例措置を適用するかどうかは、合併関係市町村の協議により決定されますが、この協議は合併協議会で行われることになります。また、この協議は、合併関係市町村の議会の議決を経る必要があり、協議が成立した場合には、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。

※この議決は、地方自治法第7条第5項による議決（配置分合の申請）と同日又はそれ以前に整えることが適当です。

※この協議において決定された事項は、合併を決定するに当たっての条件として決定されたものであり、合併後に変更することはできません。

説明資料

内 容

■ 公職選挙法による選挙区の特例等について

① 選挙区の特例

政令指定都市以外の市町村の議会の議員については、原則として選挙区を設けず、その区域を1選挙区として選挙を行うこととなりますが、公職選挙法第15条第6項に基づき、特に必要があるときは、条例で市町村内に複数の選挙区を設けることができます。「特に必要があるとき」とは、例えば、合併後の地域が広大である等の場合が考えられますが、その他各市町村の実情に応じて判断するものとされています（昭和22年11月29日行政実例）。選挙区の設置にあたっては、同法第15条第7項に基づき、行政区画、衆議院小選挙区選出議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的な選挙区を設けることとなります。新設合併の場合、選挙区の設置条例は合併市町村の長の職務執行者が専決処分できます。（昭和27年4月1日行政実例）

公職選挙法第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（以下省略）
- 7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

② 各選挙区における議員の定数の特例

市町村内に選挙区を設ける場合、各選挙区において選挙すべき議員数は、公職選挙法第15条第8項に基づき、原則は、人口に比例して条例で定めることとなりますが、特別な事情がある場合には、同項ただし書きを適用し、各選挙区で選挙すべき議員の数を完全な人口比例ではなく、「おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定める」ことができます。

また、市町村の配置分合又は境界変更があった場合は、公職選挙法施行令第9条に基づき、その関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき議員数は、人口に比例しないで定めることができます。ただし、同条を適用し、人口に比例しないで選挙区の定数を定めることができる期間、それぞれ次のとおりと考えられていますので（昭和29年2月17日、昭和29年3月30日、昭和30年2月16日行政実例）、注意が必要です。ちなみに、公職選挙法第15条第8項ただし書きの適用については、特に期間の制限はありません。

公職選挙法施行令第9条（人口に比例しない議員の定数）

- 1 市町村の配置分合又は境界変更があった場合において、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

説明資料

内 容

公職選挙法施行令第9条の適用期間（昭和29年2月19日行政実例）

合併方式	議員特例の有無等	適用できる期間	注意すべき点
新設合併	設置選挙を行う場合（定数特例の場合含む）	設置選挙から次の一般選挙の前まで	設置選挙の次の一般選挙からは適用されない
	在任特例を適用する場合	合併後最初に行われる一般選挙の前まで	合併後最初に行われる一般選挙からは適用されない

説明資料				
内 容				
取扱い方法	内 容	先進事例（新設合併の場合）		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
地方自治法第91条の規定による方法 （合併特例法による特例の適用なし）	選 挙：合併後50日以内 定 数：条例で定める数 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる	飛騨市（岐阜県）	古川町、河合村、宮川村、神岡町	H16.2.1
		京丹後市（京都府）	峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町	H16.4.1 （予定）
		丹波市（兵庫県）	柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	H16.11.1 （予定）
合併特例法第6条の規定による方法 （定数に関する特例）	選 挙：合併後50日以内 定 数：法定定数の2倍以内 （合併後、最初の選挙に限る） 任 期：4年 補欠選挙の有無：有 選 挙 区：設けることができる	佐渡市（新潟県）	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	H16.3.1
		郡上市（岐阜県）	八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村	H16.3.1
		三次市（広島県）	三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴町	H16.4.1
合併特例法第7条の規定による特例 （在任に関する特例）	選 挙：無 定 数：現行議員数 任 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無	北上市（岩手県）	北上市、和賀町、江釣子村	H3.4.1
		ひたちなか市 （茨城県）	勝田市、那珂湊市	H6.11.1
		あきる野市（東京都）	秋川市、五日市町	H7.9.1
		篠山市（兵庫県）	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	H11.4.1
		西東京市（東京都）	田無市、保谷市 （次ページに続く）	H13.1.21

説明資料				
内 容				
取扱い方法	内 容	先進事例（新設合併の場合）		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
合併特例法第7条の規定による特例 （在任に関する特例）	選 挙：無 定 数：現行議員数 任 期：合併後2年以内 補欠選挙の有無：無	さいたま市（埼玉県）	浦和市、大宮市、与野市	H13.5.1
		さぬき市（香川県）	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	H14.4.1
		久米島町（沖縄県）	仲里村、具志川村	H14.4.1
		南部町（山梨県）	南部町、富沢町	H15.3.1
		加美町（宮城県）	中新田町、小野田町、宮崎町	H15.4.1
		神流町（群馬県）	万場町、中里村	H15.4.1
		南アルプス市 （山梨県）	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	H15.4.1
		山口市（岐阜県）	高富町、伊自良村、美山町	H15.4.1
		静岡市（静岡県）	静岡市、清水市	H15.4.1
		大崎上島町（広島県）	大崎町、東野町、木江町	H15.4.1
		東かがわ市（香川県）	引田町、白鳥町、大内町	H15.4.1
		宗像市（福岡県）	宗像市、玄海町	H15.4.1
		あさぎり町（熊本県）	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	H15.4.1
		周南市（山口県）	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	H15.4.21
		瑞穂市（岐阜県）	穂積町、巢南町	H15.5.1
		いなべ市（三重県）	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	H15.12.1
		対馬市（長崎県）	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	H16.3.1

説明資料

内 容

秋田県内の合併協議会の事例	協 議 会 名 ()内は新市名称	調 整 内 容		合併の方式	合併の期日
	仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市)	①議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、引き続き新市の議会議員として在任する。 ②在任の期間及び議員定数については継続協議とする。	継続協議	新設	16年3月を目標
	本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	①議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。 ②新市の議会議員の定数は、30人とする。	継続協議	新設	17年3月を目標
	千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	①新町の議会の議員の定数は22人とする。 ②議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。	確 認	新設	16年11月1日
	大曲仙北合併協議会 (大仙市)	①地方自治法第91条第7項の規定に基づく新市の議会の議員の定数について ・法定上限の30人とする。 ②市町村の合併に関する法律第6条及び第7条の規定に基づく定数及び任期の特例に関する取扱いについて ・在任特例を1年以内の期間で適用する。	確 認	新設	17年3月22日
	田沢湖・角館・西木合併協議会	協議会委員による小委員会を設置。小委員会で話し合い、その内容を協議会へ提案。	継続協議	新設	17年3月末日以前を目標
	湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	①新市の議会議員の定数は30人とする。 ②4市町村の議会議員は、市町村合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年9月30日まで引き続き新市の議会議員として在任する。	継続協議	新設	17年3月31日以内を目標
	天王町・昭和町・飯田川町合併協議会	議会議員の定数及び任期について調査・検討し、合併協議会で決定する。	継続協議	新設	17年3月31日以内を目標

説明資料

内 容					
秋田県内の合併協議会の事例	協 議 会 名 () 内は新市名称	調 整 内 容		合併の方式	合併の期日
	秋田市・河辺町・雄和町合併協議会 (秋田市)	①河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職する。 ②合併後に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第5項の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例（平成13年秋田市条例第39号）を改正し、議会議員の定数を46人とする。 さらに、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第8条第1項の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、同令第9条第1項の規定によりこれらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域を区域とする選挙区42人、合併前の河辺町の区域を区域とする選挙区2人、合併前の雄和町の区域を区域とする選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域を区域とする選挙区において増員選挙を行う。 ③前項の増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第260条第2項の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとする。	確 認	編入	17年1月11日
	横手平鹿合併協議会	—	—	新設	17年3月19日
	五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会	議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会規約第11条第1項に規定する小委員会を合併協議会の中に設置し、調査及び審議等を行い、合併協議会に諮るものとする。	継続協議	新設	17年3月31日以内を目標 (継続協議)

協議第16号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて別紙のとおり提案する。

平成16年3月2日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陞

協 議 事 項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い (決定方法の確認)	関係項目	
調 整 の 内 容	農業委員会委員の定数及び任期について、その提案方法も含め調査・検討し、合併協議会で決定する。		

説 明 資 料						
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況					
		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	4町計
市町村別内容	数現 及在 びの 任農 期業 委員 会の 定	●定数 15人 ①選挙委員 12人 ②選任委員 3人 農業協同組合推薦1人 農業共済組合推薦1人 議会推薦 1人 ●任期 平成17年7月19日	●定数 14人 ①選挙委員 10人 ②選任委員 4人 農業協同組合推薦1人 農業共済組合推薦1人 議会推薦 2人 ●任期 平成17年7月19日	●定数 14人 ①選挙委員 10人 ②選任委員 4人 農業協同組合推薦1人 農業共済組合推薦1人 議会推薦 2人 ●任期 平成17年7月19日	●定数 13人 ①選挙委員 10人 ②選任委員 3人 農業協同組合推薦1人 農業共済組合推薦1人 議会推薦 1人 ●任期 平成17年7月19日	56人 42人 14人 4人 4人 6人
	区域面積 (ha)	32,597	11,280	34,188	37,192	115,257
	農地面積 (ha)	3,266	1,803	1,322	538	6,929
	基準農業者数 (人)	2,271	1,143	766	518	4,698
	選挙人の数(人) 16.1.31現在	6,059	3,023	1,976	1,487	12,545
	選挙区数	5	1	2	2	10

農業委員会委員（選挙による委員）の定数及び任期等の取扱い[新設合併の場合]

区分		選任方法等	定 数	任 期	根拠法令
I. 新市に一つの農業委員会を置く場合 ・農業委員会に関する法律		新たに選挙 (合併の日から50日以内)	条例で定める数	3年	定数：農委法第7条第1項 農委法施行令第2条の2 任期：農委法第15条第1項
		在任特例 (旧市町村の農業委員会委員がそのまま在任)	80人を超えず、10人を下回らない範囲で協議で定めた数(注1)	在任期間 合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	合併特例法 第8条第1項及び第2項
II. 新市に複数の農業委員会を置く場合 ・農委法第3条第2項、施行令第1条の3（面積要件） ・農委法第34条第1項（合併の場合） ※農委法施行令第1条の3 区域面積が24,000haを超える市町村またはその区域内農地面積が7,000haを超える市町村 (参考) 4町区域面積 115,257ha 4町農地面積 6,929ha	旧市町村の区域ごとに委員会を置く場合	在任特例 (旧市町村の農業委員会は、新市町村の農業委員会となって存続し、従前の委員はそのまま在任)	旧市町村で定める定数 <参考> 4町現行定数42人	従前の各委員会の委員の残任期間	農委法第3条第2項 農委法第34条第1項 ※一定期間（任意）後に1つに統合、あるいは複数の委員会を置くことも可能。
	従前の区域と異なった区域により2以上の委員会を置く場合	④ 新たに選挙 (合併の日から50日以内) ※各委員会ごとに設置選挙	各委員会ごとに条例で定める数	3年	農委法第3条第2項 農委法施行令第2条の2
		⑤ 在任特例 (旧市町村の農業委員会委員がそのまま在任)	各農業委員会ごとに80人を超えず、10人を下回らない範囲で協議で定めた数(注1)	在任期間 合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農委法第3条第2項 合併特例法第8条第3項

(注1) 欠員を生じ、又はこれらの委員がすべていなくなったときは、これに応じて、その定数は農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく定数にいたるまで減少する。

(注2) 選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」必置となる。

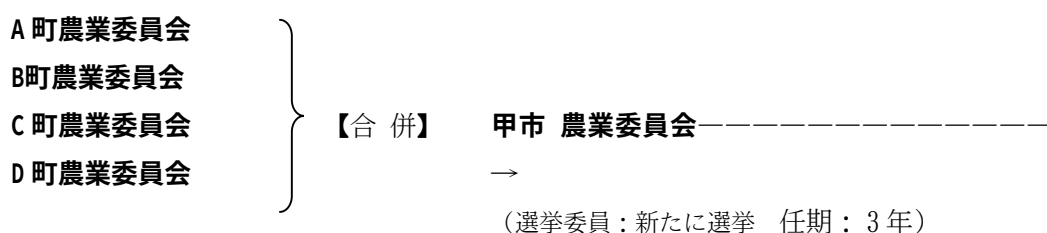
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに係る選択肢【新設合併の場合】

1 新市に1つの委員会を設置

(1) 原則

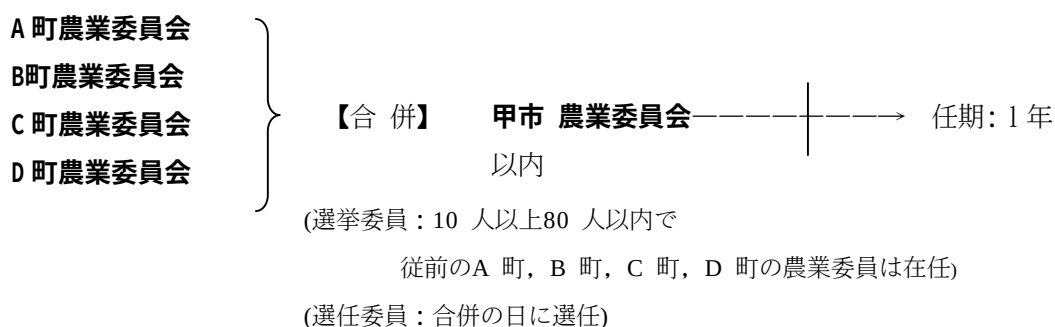
合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い)、新設の市町村につき1個の農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日を選任する。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条



(2) 在任特例を適用

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10人以上80人以下で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。)



また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により適用することができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日を選任する必要があります。

2 合併後2以上の農業委員会を設置

(1) 従来の区域と異なった区域ごとに委員会を置く場合

ア 原則

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合（市町村区域面積が24,000ha を超えるか、または、農地面積が7,000ha を超える）は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができる。（この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

A 町農業委員会

B 町農業委員会

C 町農業委員会

D 町農業委員会

【合併】

※ 面積要件を満たした場合

甲市 a 農業委員会 -----

→

(選挙, 選任委員: 新たに選出 任期: 3 年)

甲市 b 農業委員会 -----

イ 在任特例

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

- ・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

なお、この場合の選任委員については、合併日に選任することとなります。

A 町農業委員会

B 町農業委員会

C 町農業委員会

D 町農業委員会

【合併】

※ 面積要件を満たした場合

甲市 a 農業委員会 ----- ※ 任期

甲市 b 農業委員会 ----- 1 年

(選挙委員: 各農業委員会ごとに10人以上80人以内で

従前のA町, B町, C町, D町の農業委員は在任)

(選任委員: 合併の日に出)

(2) 合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置(特例)

合併後の新市町村が、一定の要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000ha を超えるか、または、農地面積が7,000ha を超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員, 選任委員の身分もそのまま存続します。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項, 第34条第1項

※面積要件を満たした場合

※従前の区域のまま設置した場合

A 町農業委員会

B 町農業委員会

C 町農業委員会

D 町農業委員会

【合併】

甲市 A 農業委員会 -----

(従前の A 町農業委員会は存続 任期: A 町残任期間)

甲市 B 農業委員会 -----

(従前の B 町農業委員会は存続 任期: B 町残任期間)

甲市 C 農業委員会 -----

(従前の C 町農業委員会は存続 任期: C 町残任期間)

農業委員会委員の定数及び任期に関する関係法令（抜粋）

【法令】

農業委員会等に関する法律（抄）

第3条〔設置〕

市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第7条〔選挙による委員〕

農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

第10条の2〔選挙の単位〕

農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

第12条〔選任による委員〕

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事または経営管理委員）各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

第15条〔委員の任期〕

選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事または経営管理委員）でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

第34条〔境界の変更の場合の特例〕

市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（抄）

第1条の3 [2以上の農業委員会を置くことができる市町村]

法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

第2条の2 [選挙による委員の定数の基準]

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

第5条 [選挙区の基準]

法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村合併の特例に関する法律（抄）

第8条〔農業委員会の委員の任期等に関する特例〕

市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

先進地事例（新設合併）

ひたちなか市（平成6年11月1日 2市）　＜茨城県＞

新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項及び第2項の規定を適用し、平成8年7月19日まで2市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置する。

あきる野市（平成7年9月1日 1市1町）　＜東京都＞

新市に1つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として存在する。

篠山市（平成11年4月1日 4町）　＜兵庫県＞

農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き市町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

さぬき市（平成14年4月1日 5町）　＜香川県＞

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
あさぎり町（平成15年4月1日 1町4村）新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。

下五島一市五町合併協議会（平成16年8月1日 1市5町）　＜長崎県＞

農業委員会委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、1市5町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

なお、選挙による委員の定数は、新市において調整する。

秋田県内の合併協議会の事例

協 議 会 名 () 内は新市名称	合併の 方式	合併の期日	調 整 内 容
仁賀保・金浦・象潟町合併協議会 (にかほ市)	新 設	16 年 3 月を目標	○旧町の選挙委員は1年在任 (選挙委員定数は未定)
本荘由利一市七町合併協議会 (由利本荘市)	新 設	17 年 3 月を目標	未協議
千畑町・六郷町・仙南村合併協議会 (美郷町)	新 設	16 年 11 月 1 日	○1つの農業委員会を置き、旧町村の選挙委員は 17.7.19 まで在任。 ○選挙委員定数は20人。
大曲仙北合併協議会 (大仙市)	新 設	17年 3月22日	○2つの農業委員会を置き、旧市町村の選挙委員は 17.7.19 まで在任。 ○選挙委員定数はそれぞれ40人、30人とし旧市 町村単位の選挙区を設置。
田沢湖・角館・西木合併協議会	新 設	17年3月末日以前 を目標	○17.7.19 まで3町村の農業委員会を存続。統合後 は、旧町村単位の選挙区を設置。 ○選挙委員定数は30人。(選挙区毎の定数は合併 までに調整)
湯沢雄勝合併協議会 (湯沢市)	新 設	17 年 3 月 31 日以 内を目標	未協議
天王町・昭和町・飯田川町 合併協議会	新 設	17 年 3 月 31 日以 内を目標	○1つの農業委員会を置き、合併前の選挙委員は 17.7.19まで在任することを提案。 (選挙委員定数は白紙)
秋田市・河辺町・雄和町合 併協議会 (秋田市)	編 入	17 年 1 月 11 日	○1つの農業委員会を置き、両町の選挙委員は 17.7.19 まで在任。 ○選挙委員定数は20人とし、秋田3選挙区は12 人、河辺1選挙区は4人、雄和2選挙区は4人。
横手平鹿合併協議会	新 設	17 年 3 月 19 日	○1つの農業委員会を置き、旧市町村の選挙委員は 17.7.19 まで在任。 ○選挙委員定数は40人とし、旧市町村単位の選挙 区を設置。 (選挙区毎の定数は別途調整)
五城目町・八郎潟町・井川 町合併協議会	新 設	17 年 3 月 31 日以 内を目標	未協議